

薬生食基発0330第7号
平成30年3月30日

各 検疫所長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準に定められた食品に
残留する農薬等の試験法における留意事項について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第153号）が本日公布されたことから、試験を実施するに際しての留意事項を別添のとおり通知します。

試験実施に際しての留意事項

1. プロファム試験法

(1) 分析対象化合物

プロファム

(2) 留意事項

1) 試験法の概要

プロファムを試料からアセトンで抽出し、*n*-ヘキサンに転溶した後、穀類、豆類、種実類及び畜水産物（はちみつを除く。）については、アセトニトリル/ヘキサン分配で脱脂する。オクタデシルシリル化シリカゲルミニカラム及びエチレンジアミン-*N*-プロピルシリル化シリカゲルミニカラムで精製し、液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計（LC-MS/MS）で定量及び確認する方法である。

2) 注意点

- ① プロファムの LC-MS/MS 測定で、試験法開発時に使用したイオンを以下に示す。
定量イオン (*m/z*) : プリカーサーイオン 180、プロダクトイオン 138
定性イオン (*m/z*) : プリカーサーイオン 180、プロダクトイオン 120
- ② 濃縮時の損失を抑えるために、2 vol% ジエチレングリコール・アセトン溶液を加えているが、妥当性が確認できれば 2 vol% ジエチレングリコール・アセトン溶液を加えなくても良い。
- ③ 試験法開発時に検討した食品：玄米、大豆、ばれいしょ、ほうれんそう、キャベツ、りんご、オレンジ、茶（煎茶）、牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛乳、鶏卵、はちみつ、うなぎ、しじみ
- ④ 検体から試験に用いる試料を採取するに当たっては、別に規定する場合を除き、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001 号医薬食品局食品安全部長通知）の第 1 章総則の 4. 試料採取に従うこととする。